

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

1 日時

平成 25 年 1 月 22 日（火曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 33 分散会

（うち現地調査 午前 10 時 5 分～午前 11 時 58 分、

休憩 午前 11 時 59 分～午後 1 時 4 分、午後 2 時 23 分～午後 2 時 25 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、小田島峰雄委員、軽石義則委員、福井せいじ委員、岩渕誠委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

千葉担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長

7 一般傍聴者

1 人

8 会議に付した事件

継続調査（教育委員会関係）

「岩手県立博物館における被災文化財等救援活動について」

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 改めまして、新年おめでとうございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、岩手県立博物館における被災文化財等救援活動について、現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの 12 月定例会において閉会中の調査事件として議決されているものに執行部の出席を求める案件がないため、執行部に対する出席要求を行っておりませんが、商工労働観光部より山田町の緊急雇用創出事業について発言を求

められております。このため、現地調査終了後、議事堂に戻った時点で昼食休憩とし、その後、午後1時から商工労働観光部の関係職員を入室させた上で委員会を再開し、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承を願います。

それでは、バスで移動いたしますので、玄関まで御移動を願います。

〔県立博物館にて現地調査〕

〔現地調査終了後、休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工労働観光部から山田町の緊急雇用創出事業について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋特命参事兼雇用対策課長　山田町の緊急雇用創出事業で発生しました事案につきまして、お手元にお配りしております資料により御説明申し上げます。

まず、事案の概要ですが、山田町が特定非営利活動法人大雪りばあねつとに委託している緊急雇用創出事業で、このNPO法人が前払いを受けた事業費7億9,000万円余のほぼ全額を年度途中で使い切り、事業継続不能となって12月25日に従業員137名全員を解雇する事態に至ったものでございます。山田町とNPO法人の委託契約の状況等詳細につきましては、年末にお送りしておりました資料を参考のため添付してございます。本日は、この説明は省略させていただきます。なお、この1ページ目、一番下の部分で1カ所誤りがございましたので、この部分を訂正しております。御確認をお願いいたします。

また、緊急雇用創出事業のスキームにつきましては、説明資料3ページ下段をごらんください。本日の資料の3ページの下段でございます。国からの交付金を受けて行うこの緊急雇用創出事業全体のスキームを図で示したものでございます。国からの交付金は、県が一旦基金に積み立て、これを取り崩して県事業及び市町村事業への県補助金の財源に充てております。県及び市町村は、直接あるいは民間企業やNPO等に委託して雇用を創出する事業を実施するという形になっております。

それでは、資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。2の山田町のこれまでの対応についてでございます。12月18日、19日の2日間にわたり山田町で集中調査を行い、関係諸帳簿等を確認したものでございます。その後、1月7日には、この調査で用途が不明であったリース料についての追加調査を行っております。その結果、経理が不明朗であり用途が特定できない支出、平成23年度未払金の存在と、翌年度事業費平成24年度事業費での補填など不適正処理が多数確認されており、その実態解明には現在なお至っておりません。また、山田町自身は、これまでの対応について検証するため、昨日から第三者委員会を設置して開催しているところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。解雇された従業員への対応状況でございます。まず、雇用保険でございますが、状況は1月15日現在で労働局から確認した内容でございます。雇用保険は手続をした115名中105名が受給資格あり、残り10名は就職内定あ

るいは加入期間の不足等で受給資格なしという判定を受けており、またこのほか労働基準監督署が未払賃金の立替払制度の適用ができるかの調査に既に入っているところでございます。

補助金を交付しております県の審査についてでございます。県は事業計画の審査及び平成23年度分につきましては事業の完了検査を行っておりますが、町から提出された書類等を確認して事業を承認し、23年度の補助金につきましてはその全額を支出したところでございます。

最後に、今後の県の対応についてでございますが、町に協力して今後も調査を継続するとともに、元従業員の就職支援のため、離職者を対象とした職業訓練につきまして定員を拡大して募集するほか、宮古地区就職面接会で山田町からの参加事業所をふやすなど、この事案の離職者支援に重点を置いて取り組む予定としております。また、これ以外の事業も含め、今後、年度末に向け、完了検査の適正化について周知徹底するなど対応してまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対して、何かありませんか。

○福井せいじ委員 何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、この大雪りばあねつとの岡田代表が山田町に入ってから事業委託するまでの経緯について、県はどのような形でこの状況を把握していたのかを教えてください。

また、岡田代表の身元や素性について、県はどのような形で確認しているのかも教えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初の御質問、委託までの経緯でございますが、岡田代表は3月27日、山田町に入っております。その後ボランティアとして活動し、ボランティアの活動の中で山田町が設置した災害対策本部等と一体となって活動してきていると把握しております。その後、山田町は、ボランティアセンターの立ち上げ、あるいは物資センターの運営等を行っていく中で、その事業をこの岡田氏を代表とするNPO法人に委託すると決めております。

当然、緊急雇用創出事業として委託するわけでございますから、県に対する相談はあったと思いますけれども、当時は時期が震災直後の5月という早い時期でございましたので、具体的な書面の手続があったのか、あるいはその辺は震災時の特別な扱いとして口頭でそういった事業をやるという承認があったのか、そこについてははっきりしていないというか、書類上の記録では、日付は事前に承認、申請があったということでございますけれども、若干書類整備の日付のさかのぼり処理をした経緯はあると聞いております。いずれ委託する以前に、実際の災害対応の中で、その代表者の存在自体は当然宮古地域振興センターでも承知していたものと考えております。

二つ目の岡田代表の身元、素性についてですが、これは県は直接確認しておりません。県はあくまでも山田町に対する補助を承認する立場でございまして、岡田代表について、この事業に関連して県では身元調査等はしておりません。

○**福井せいじ委員** ちょっと違う質問をします。

今後、県として今回の補助金の一部または全額の返金を求める可能性があるかどうか教えていただきたいということ、それが一つです。

それと、地元業者に対して1億円以上の未払金や140人近くの失業問題など、山田町に対して非常に大きな負担となっていると思いますが、これについては県として救済措置をとるのかどうか、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、山田町が刑事告訴の検討を始めたと同っておりますが、県としてもそういったような対応をするのかどうか、今の時点でお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず、補助金の返還でございますが、可能性としては全額返還もあり得ると、選択肢の中にはあり得ると思っております。いずれ内容を精査した上で、どこまで補助金として認めることができるかという確認をした上で、一部認めるか、あるいは場合によっては、最悪の場合は全額返還ということもなしとは言えないと思っております。

二つ目の地元等での未払金の存在、あるいは離職者の存在でございますけれども、現時点でこの補填のために、県が予算を措置して支出するという事は難しいと考えております。

三つ目の町が告訴を検討している件でございますけれども、県自身も告発であれば法的には可能でございますけれども、県が告発しようと考えた場合に、県で直接岡田代表あるいはNPO法人からいろいろな確認作業をしたりとか、証拠を求めたりした経緯がございません。全て山田町経由での確認の状況となっておりますので、現時点では県が直接告発するというのは難しいかと考えています。

○**福井せいじ委員** わかりました。今回のこういった事案、事件によって、実は私どもの周りでもボランティアが山田町に入ることを非常に不安に思っている団体などもあります。今後復興計画にボランティア離れとか、あるいは民間企業が山田町に対して復興の支援をするということをちゅうちょする部分、あるいは不安視する部分が僕ら実際に出てきていると思いますが、復興計画に支障が出ると思うのですが、今県としてはそのようなことに対して何か対策を打つかどうかをお聞かせいただきたいのと、今後NPO法人や、あるいは緊急雇用創出事業に対するルールを見直す、あるいは仕組みをまたちょっと厳しくするとか、チェック体制を新たにどのような形にするとか、そういった見直す考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず、第1点のボランティア等、地元復興への支援の対策でございますけれども、具体的に何をするという形ではございませんけれども、復興局とも情報交換をしておりますので、そういった復興局の場を通じ、ボランティア、NPOの中間支援団体、そういうところとも深く連絡体制をとっておりますから、そういったところへも必要な情報を提供しながら不安の払拭に努めるなど、復興計画への支障を最大限排除するようにしていきたいと考えております。

二つ目の緊急雇用創出事業についてのルールの見直しでございますけれども、本来県内

市町村が定める財務規則のルールにのっとって実施されていれば、こういった事案が起こらないであろうものと考えております。現に今回の事案を受けて12月に緊急点検を行いまして、他の事業、対象事業としては市町村分を含めて488事業、現在継続中の委託事業を対象に点検してもらいましたが、その点検結果については支障なし、問題なしという報告を受けております。ですので、特別のルールの見直しというよりは、再度本来行うべきことをきちんと丁寧にやっているかということを確認することがまず一つ。もう一つは事業費が大きいものであるとか、途中段階でのチェックについてとか、運用面でのガイドライン的な、マニュアル的なものを示すことは必要かと考えております。

○**福井せいじ委員** 今特命参事がお話しした中で、実は当たり前のことを当たり前にやっていたら、こういった事案はなかったはずだというお話をされました、そのチェック体制をちゃんとやっていたら。私は、今そういう話を伺って、ただでさえ事務事業がたくさんあって煩雑な中で作業している現地の職員の方々、この方々に改めてまた求めるということで、ずさんな管理体制になってしまったのではないかと。そもそもマンパワーの不足とか、あるいは事務量の多さというのが今回のこういった事案を招いたのではないかと思うのですが、そういったことに対して県として、さまざま事務量の多さとか、マンパワー不足に対して、今後抜本的に解決策を講じていかなければいけないのではないかと私は思うのですが、部長にお聞きしますけれども、そういった点についてどうお考えになっているか。あるいは対策として、そういったマンパワー不足とか、あるいは事務量の軽減という意味で具体的な策を講じていく必要があると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○**橋本商工労働観光部長** 復興事業にかかわる業務量は、委員御指摘のとおり予算規模におきましても、事業量自体におきましても、大変膨大になっているというように承知をしております。

それに伴う人員体制、執行体制ができているかという点、今復興に携わる関係市町村の声としては依然として不足をしていると要望も受けているところでございます。昨日も国と県との意見交換会の場におきましても、関係市町村長からマンパワーの不足に対する手だてを講じていただきたいということが復興大臣に対しても要望がなされたところでございます。

県としては、できるだけ業務量の軽減につながる、簡素化につながるスピード感というものも大事にする一方で、やはり業務量に見合ったマンパワーを確保していく必要があると考えておまして、全国知事会等も通じながら、あるいは国自体でも、復興庁自体でも採用していただき、不足している市町村等に必要な人員を派遣をしていただくということも引き続き強く要請をしていきたいと思っております。

今回の事案につきましては、まだ未解明な部分が多々ございます。したがって、人員不足によるものが主な要因なのかどうかについては、今後現地での第三者委員会等の調査状況等も見きわめながら判断をしていくべきものと考えております。

○**小西和子委員** 私は、1点のみ質問させていただきます。

そもそも、この岡田代表が岩手県にボランティアに入るといったことについて、どなたかの御紹介で入ってきたのかどうかということ。似通っているのですけれども、大雪りばあねつとに委託するに当たって、どなたかが紹介をしたというようなことはなかったのかどうか、そのことについてお伺いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この岡田代表が岩手県に入る経緯でございますけれども、岩手県に来た経緯は、全くの自発的なボランティア活動をしたいということで来たと認識しております。山田町に入った経過につきましても、新聞等には総務省の紹介であるとか、県社協の紹介であるとか、さまざまな公的機関の紹介という報道がなされておりますけれども、紹介というのは表現の仕方だと思っておりますけれども、県で内部の確認をした限りでは、確かに問い合わせは来たと。ボランティアに行きたいのだけれども、どこに入ったらいいだろうかという問い合わせが来たのですけれども、例えば、県社協であれば、我々はボランティアの入る地区を紹介する立場にないけれども、こういう地域で不足しているという話は聞いているとか、そういった形での受け答えはあったと聞いております。それをもって紹介されたという表現が使われていると認識しております。ですから、あくまでも誰かの紹介で山田町に行ったというものではございません。

第2点目の委託するに当たって誰かの紹介かということですが、冒頭福井委員の質問にお答えしましたとおり、当初ボランティア活動としてスタートしております。海上での遺体捜索をしたり、遺体収容もしたと聞いております。そういった活動の中から、当初山田町ボランティアセンターの立ち上げを彼らが任せられ、その次には物資センターの運営を任せられという形で委託がスタートし、拡大していったと聞いております。

○斉藤信委員 今回の山田町のNPO法人大雪りばあねつとの事業費使い切り、解雇問題、私も15日に調査に行ってきました。詳しく状況を山田町からも聞いてきました。余りの異常さに驚いてきたと。

今さきやかに報告があったけれども、例えば平成24年度事業の支払い状況については、金銭出納帳がない、伝票方式をとらず口頭指示の支払いが常態化している、現金も一時まとめて出金して支払いに充て精算記録がない等の状況だと。これは平成23年度もそうなのです。24年度からではないのです。平成23年度は5回も契約変更をして1,500万円から4億3,000万円になった。それが24年度に7億9,000万円になった。このNPO法人の実態というのは、北海道旭川市の認定団体で、630万円ぐらいの事業しかしていない。その貸借対照表も間違っていると指摘をされているような管理能力のないNPO法人に、平成23年度の完了検査もしているのだけれども、なぜ気づかなかったのか。

事実確認でちょっと違うと思うのは、昨年11月29日というのではなく28日でしょう、発覚したのは。町はそういうふうにとめていますね。11月28日なのだけれども、そのときに初めて知ったというような話なのですよ。本当ですか。県が危ないと、おかしいと感じたのはいつなのか、まずそこからお聞きしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 11月28、29日のところは、ちょっと確認をさせていた

だきたいと思います。

県がこの問題について把握したということにつきましてですけれども、この直前、11月25、26日に、県は宮古地域振興センターと雇用対策・労働室で山田町に対する調査を行っております。調査を行った理由は、事業の状況について確認をした結果、どうも明確な回答が得られない、当初書面でのやりとりをしていたのですが、なかなか回答が得られないということもあり、調査をすることになりました。その前にいろいろやりとりをしていた10月ごろから、非常にどうも不明朗な部分があるなと認識しております。

さらにもう少しさかのぼりますと、3月といいますか、ちょうど年度がわりのころに前年度事業を精算する段階で、精算準備に向けた事前の打ち合わせの段階で、非常に経理書類等の整理がお粗末であるということを確認したために、そこについては早急な改善をとるようNPO法人及び発注者である山田町に指導をした経緯がございます。

○斉藤信委員 きょうの資料の2枚目に、4のところ(2)、事業途中の遂行状況の確認と、平成23年度は12月及び3月に山田町及びNPO法人に対し、経理書類の整理及び事業費執行について指導を行ったと、この中身について示していただきたい。何について、どういう指導を行ったのか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、12月でございますけれども、12月28日に指導を行っておりますが、この際は、一つは事業費が、この時点で2億円を超える事業費となっておりますことから、当然今後会計検査等も想定され、きちんとしたその規模に応じた書類整理等が必要と考えて、具体的な経理書類の整理をすること、あるいは内容的にも制服やジャンパー等で高額というか、いわゆるブランド的な物品の購入も見られたことから、常識的な購入をなささいという指導を行っております。

次に、3月でございますけれども、これはまさに年度末終了後の実績報告を受けた際に、県は完了検査をしなければなりませんので、それがスムーズに進むように、当然精算報告で必要な会計帳簿類の整理をきちんとするという指導を行っております。

○斉藤信委員 この12月、3月であなた方がこの指導をきちっとやっていたら、今年度の被害はなかったと思いますよ。この時点で、まともに経理が処理されていないとわかったのでしょうか。そのときだって伝票がない、帳簿がない、違いますか。私は、そのことをあなた方が認識していて、平成24年度の事業計画を認めたとしたら、これは県の責任が問われますよ。この12月、3月の時点で、具体的にどういう状況だったのか。金銭出納帳がない、伝票方式をとらず、これは平成23年度もそうだったのではないですか。そういう認識にあったのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 先ほど斉藤委員がおっしゃった会計帳簿がない、あるいは伝票方式でないというのは、山田町のさきの調査結果で記載されている表現でございますけれども、県の3月あるいは12月の調査の段階で、そこまではっきりとした認識を持っていたかどうかについては把握しておりません。ただ、確かに領収書類の整理であるとか、そういった部分で不備があるということは報告を受けております。

○**斉藤信委員** ここはすごく大事なところなのです。そんな曖昧な認識ではだめなのです。調査していて、これだけ問題が大きくなっていて、県は指導しているのです。指導する具体的な根拠、事実は何だったのか、はっきり示していただきたい。だめです、そんな中途半端なことをやっていたら、調査にならない。

それで、私は最初にあなた方から送られた資料で、すぐおかしいと思ったのは、平成23年度分の事業変更なのです。平成23年12月20日、第4回変更契約で実は5,000万円ちょっと増額補正されているのです。そして、平成24年1月25日、4億3,000万円、1億6,000万円余補正されているのです。この補正の中身を私は町に聞いたけれども、これは事実上の損失補填です。5,000万円というのは損失補填。もう平成23年度で事業費を使い切っているのです。それを2回にわたって損失補填したから、今回もやってくれるのではないかというふうに、あくどいNPO法人が思ったのです。この第4回、第5回の事業計画変更の中身を把握していますか。実態も把握していますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず最初に、県の指導に係る根拠でございますけれども、県と山田町の補助金交付契約に基づく山田町に対する指導ということで入っております。当然その中にNPO法人も同席しております、同席しているので、一緒にしゃべったとは思いますが、山田町に対する指導の徹底と同時に、それを聞いているNPO法人に対しても、そこをきちんとやりなさいと指導をしているものと聞いております。

二つ目の第4回、第5回の変更契約についてですけれども、今私の手元には第4回の変更に関する詳細の資料はございませんが、第5回の変更については内容的には1億6,000万円のうち9,000万円ほどが人件費、これは社会保険料等、手当に係る分でございます。残り6,000万円がリース料と、失礼しました。人件費に係る分が7,000万円、リース料が5,000万円余、その他もろもろの経費を含めてトータル1億6,000万円ほどです。

○**斉藤信委員** 私は、町からこういうふうに聞いてきました。平成23年12月、これは未払い分の補填だったと、5,000万円は。平成24年1月25日の補正は、社会保険料、雇用保険料です。そして、公共料金の未払い分。これは第3回までの事業計画変更で、いわば見込まれていたものなのです。使い切ったから、また彼らは補填しているわけです。さっき12月に指導したのは事業費が2億円となって、きちんと整理されているかと指導したのだと、それがその後4億3,000万円になったのです。それだけ2億円で危ないと思っていたときに4億3,000万円に、これ12月、1月にどさくさ紛れに補正されたのです。事業計画されたのです。事実上の損失補填ですよ、これは。

あなた方が危ないと思いながらこういう事業計画変更を認め、そして平成24年度、7億9,000万円ものべらぼうな事業費をこのNPO法人に委託するなんていうことを認めたのは、私は二重に問題だと思えます。そこはきちっと調べてください。

それで、私はこの事業内容で一つ大きな転換点は御蔵の湯だったと思います。御蔵の湯というのは、平成23年12月に開業しているのだけれども、無料で入浴を提供するというやつです。しかし、平成23年8月の段階で全員が仮設住宅に入居しているのです。自力で全

ての人が風呂に入れるという段階で、なぜこんな御蔵の湯みたいなものをやらなければならなかったのか。その必要性は全くなかったのではないか。体育館とか、その他に避難生活をして風呂にも入れないというならともかく、みんな仮設住宅に入るという状況になって、それからもう半年近くたってからですよ。

そして、御蔵の湯というのは、受注したのは●●●●●●●●という盛岡の建設会社、山田町出身だというけれども、大雪りばあねっとから1億二千何百万円で発注されているのです。こんなことできるわけないでしょう。NPO法人が建設会社に入浴施設を発注するなんていうことは。しかし、財産を持ってないから、8月の段階で関係者がたった一人のリース会社を立ち上げたのです、トンネル会社を。このトンネル会社を調べるだけでも、このごまかしはすぐわかったと思いますよ。あれだけの結構大規模な入浴施設をなぜつくったのか、誰が建設したのか、どこからどういう形でリースをされているのか、こんなのは確認して当たり前ではないですか。そういう確認はしなかったのか。この事実関係について、今の段階で何がわかって、何がわからないのか示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初に、なぜ御蔵の湯をつくったかでございますけれども、伝聞情報で大変恐縮でございますけれども、確かに仮設住宅に全ての人が既に移っていた時期でございますが、まだ追い炊き機能もなく狭いお風呂で、町とすれば足を伸ばして入れるお風呂を提供したい、そして散り散りになった町民が集まれる場所を提供したいと、そのためにつくったと聞いております。

二つ目に、オール・ブリッジなるリース会社の件でございますけれども、県はこのリース会社の代表がこの山田町の復興業務をやる関係者であることを把握しましたのは昨年11月初めでございました。最初にお答えいたしました、いろいろ不明瞭な点があると感じ調査を始める中で、そういった事実も把握したものでございます。

現在までにわかっていること、わかっていないことでございますけれども、わかっていることは、建設会社への御蔵の湯の発注元は大雪りばあねっとであるということでございます。県が当時の町から説明を受けた内容としましては、リース会社が工材、資材をリースで提供し、大雪りばあねっとがその組み立てを発注したと説明を受けておりましたので、そういう意味では、組み立て者はNPO法人ということで、つじつまは合うわけではございますけれども、建設会社では新聞報道等によってもこのオール・ブリッジという会社の存在は知らないと答えておりました。以上でございます。

○斉藤信委員 入浴施設というのは、第何回の事業計画変更に出ているのか、それを教えてください。

そして、そういう無料入浴施設をやるといったときに、これ誰が建設するのか、どこからリースするのか、そんなことはチェック項目だと思いますよ。これだけの大規模な施設、NPO法人は持てないのだから。今の説明で重大だと思うのは、山田町がリース会社がリースで提供してNPO法人が組み立てたと言っているのだったら、これは山田町も共犯だということですよ。山田町もそのごまかしがわかりながら県をごまかしたということにな

る。これは重大なことですから、しっかり確認してください。

いつの事業計画に、どういう形で盛り込まれたのか、なぜトンネル会社を、これは橋川という中隊長ですか、たった一人の会社で、最初は山田町で設立されているのです。それが翌年の4月1日に、この橋川氏の地元の石川県に移転されたと。山田町でつくられたごまかしのトンネル会社ですよ。50株、50万円、役員はたった一人、そんなリースなんかできるものではないではないですか。現実、このオール・ブリッジという会社の通帳を持っていたのは岡田代表ですよ。全て自作自演なのです、もう許されないことです。この時点でこの雇用事業はねじ曲げられたと思います。だから、この時点でのチェックができなかったというのは、極めて重大な問題だと思います。

もう一つ、実は●●●●●●●●●●に災害ボランティアセンターの改修工事が二千数百万円でNPO法人から発注されているのです。これは山田町の公共施設ですよ。町の公共施設の改修をNPO法人が発注するなんていうことは、これは二重に許されない。こんなでたらめなことをやっているのですよ。そして、1泊1万円の無料施設、ケビンハウスというのをつい最近まで無料で借りていた。1泊1万円ですよ。これも本当に2年近くにわたって無料で提供していたということも異常なことだと思うけれども、このケビンハウスも改修されているのです。

災害ボランティアセンターをつくっていた体育館には、代表の専用のトイレがつけられて、その外には露天風呂までつけられたのです。この体育館の施設というのはサティアンと言われて、おっかなくて入れないと、町民はそう言っているのですよ、サティアン。人相も悪いけれども、怖い組織だと。だから、県や町にもたくさんの苦情とか問い合わせがあったと思うけれども、本当にこの時点で、8月前後の時点で、こうした無法がもう既に行われていたと、それがなぜチェックできなかったか。これは徹底して県のチェック体制を含めてやるべきだと思いますが、ここは部長にお聞きしましょう。

○橋本商工労働観光部長 県のチェック体制等につきまして、町が立ち上げた第三者委員会の調査、これの推移を見守る中で、県としてどのような指導的あるいは適切な対応、そういった面で不適切な部分があったか、ないかについても、しっかりと確認をしていきたいと考えています。

○斉藤信委員 私は、改めて平成23年度から不正があるということを指摘をしました。そういう無法は夏の前からもう始まっていたと、このことも指摘をしておきますから、徹底した調査をしていただきたい。

ところが、この平成23年度事業計画の県の完了検査はすんなり通っているのです。今慌てて再精査ですよ。大体事業計画で報告されたことが未払いで、平成24年度払っているわけですから。本当に異常なことだと。それで、どんな事業を行っていたのかということを実業報告で見ました。率直に言って、税金を使ってやるような仕事ではなかった。人材育成事業というのをやっているのです。観光のための人材育成、災害対応のための人材育成、防犯のための対策とか、ヘリコプターを使った捜索までやっている。こんなのは事

業計画で想定していたのでしょうか。山田町が期待したのは、あくまでもボランティア程度の搜索活動だと思えますよ。ボートも購入して、ヘリコプターも使って、そして140人にブランド製の外国製の制服ですよ。先ほど出ましたけれども、430万円を使って。そういう意味でいくと、雇用創出事業で委託すべき事業だったのではないのではないかと。大体人材育成なんかできる団体ではないですよ。その事業の中身も本当にこれが雇用対策、復興にかかわる事業だったのかと。雇用のためだったら何でもできるというやり方をしているのです。

そこも徹底して精査する必要があるし、例えば無料入浴施設をつくっていて、ここで働いている職員は44人ですよ。無料で入れる施設に何で44人必要なのですか。私は商工会関係者からも話聞いてきたけれども、こう言っていました。地元の商工業者が何ぼ求人出しても来ないと。こっちのほうが待遇いいということなのです。役員レベルは月40万円ももらっていた。日当6,000円だから、決してそんなに高くないと思うけれども、日曜出勤すれば1日1万円とか、そういう形で手取りで大体15万円もらっていたというのです。だったら、地元の会社に行くよりはこっちのほうがということで、残念ながら町民の間にも亀裂をつくってしまった。だから、地元の商工業者は復興に逆行したと言っていますよ。再建しなければならない業種が求人確保できずに、バッティング現象まで起きたのです。そういう意味でいくと、この中身もきっちり検証すべきだと、事業計画をあなた方がチェックしているのだから、本当にそれが必要だと安易に認めたのですか。ここも聞きたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、1点だけ訂正をさせていただきたいと思えます。

委員から御指摘のありましたヘリコプターの搜索ですけれども、これは我々の確認では日本財団からの寄付により行われたものと把握しております。

事業内容の検証についてでございますけれども、緊急雇用創出事業、国が示す要綱には、県が行う事業についてる説明された後に、市町村がこの事業を行う場合は、県はこれに補助するという定め方をしております。県が企画する事業と同様に、市町村も事業を企画することができる、それに対して県は基金から補助をなさいという形になっておまして、そういったこともありまして、県で積極的に事業内容について査定及び修正を加えるというのは、実際これまでは余り行っていないと認識しております。当然、事前に承認手続がございますので、そもそも事業の要件に外れるものを除外するようとか、あるいはこういった内容では、市町村単独でやるのであればいいけれども、緊急雇用ではあり得ないよとか、そういった指導は行っておりますけれども、いわゆる事業に対する評価のような形での調整は非常にしづらいつら変ですけれども、そこは市町村に対する自立的な企画を尊重するというスタンスでここまで来たものでございます。

一番問題となるとすれば、やはりその中で緊急雇用創出事業で対象として認められるもの、認められないものをきちんと指導するという部分については、我々としても再確認は必要と考えます。

○斉藤信委員 それで、このNPO法人になぜこんな事業が委託されたかと、初動の問題。

きのうの町の第三者委員会でも、この初動の問題というのが提起をされました。私は、経過を聞いて本当に驚いた。平成 23 年 3 月 27 日に大雪りばあねつが山田町入りして、28 日、翌日の災害対策本部会議に参加しているのです。そして、4 月 1 日にはオートキャンプ場ケビンハウスの使用料を免除されて、4 月 9 日、山田町の災害ボランティアセンターが開所して、岡田氏が副センター長に就任していると。そして、5 月 2 日に災害対策本部の委嘱、沿岸域捜索担当主幹、物資センター担当主幹に任命されている。そして、9 月 30 日には山田町復興支援参与の委嘱。翌日から災害対策本部会議に参加しているなんていうことは異常でしょう。

本当に町との癒着というのは深刻なものだったと思いますが、実はこの中で平成 23 年 6 月 15 日、岩手県知事との意見交換会に出席というのがあります。知事がこの 6 月 15 日の段階で 3 人の沿岸の代表と懇談しているのだけれども、3 人のうちの 1 人が岡田氏ですよ。余りにもこれはお粗末だったのではないかと。知事が会うということは、県がお墨付きを与えるようなものなのです。誰が推薦して、なぜこういうことになったのか。岡田氏の素性も調べないでやったのではないですか。

大体、大雪りばあねつとの定款を見てください。大雪山系の環境保全とか捜索とかという、北海道旭川市で活動することを目的につくられたのですよ。それが岩手県に来て何千万円、何億円なんていう事業をやるような NPO 法人ではない。知事との懇談の経過も知っていますか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 知事が被災地を訪問した際に、宮古市で知事との意見交換に出席した地元側からの 3 名のうちの 1 名として出席したということは承知しております。どういった経過で岡田氏がそのメンバーの中に入ったかについては確認しておりません。

○斉藤信委員 これは県主催ですよ。秘書広報室長が司会してやっている知事との懇談ですよ、町がやったのではないですよ。誰がどういう根拠で推薦したのか、これも調べていただきたい。この大事な時期にこんなことをやっているから、この問題がどんどん拡大してしまったと言わざるを得ない。

それで、実は山田町もやっぱりおかしいと思って、去年は調査に入るのです。去年の 4 月 26 日、町の監査委員から一部不備の指摘が——監査委員の監査が入ったのです。それでヒアリング調査をして、嚴重注意、改善策を求め、当初予算内の支出を指示したと。今回はもう損失補填はできませんよと、これはこの段階です。

そして、それだけでは済まないから、この NPO 法人に 2 人の職員を派遣しているのです。しかし、2 人の職員を派遣したけれども、伝票も出なかった、金銭出納帳も出なかったというのです。もうこの時点でアウトですよ、完全にアウトですよ。町の監査委員から指摘されて、町の職員が入ったにもかかわらず、伝票も経理の状況も示さなかったら終わりではないですか。何をずるずる今まで引きずってきたのか。もう平成 23 年度に転換期があったと思うけれども、平成 24 年度だって、去年の 4 月の段階でこういうことが起きてい

る。県は承知していましたか、チェックしましたか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 県がいつの時点でこれらの内容について把握したかについては確認をしておりません。いずれこれらの手続は、昨日の町の第三者委員会の中でも、立ちどまるべき時期は何度もあったという意見が委員から出ておりましたけれども、そうしたことを含めて今後町の第三者委員会の中で確認、検証されていくものと考えております。

○熊谷泉委員長 斉藤委員に申し上げます。発言が長時間に及んでおりますので、まとめてお願いします。

○斉藤信委員 わかりました。

それで、私はちょっと被害状況を正確にお聞きをしたい。新聞報道では1億6,500万円未払いがあると言われていています。私も盛岡の業者からこういう訴えを聞きました。最初は社協にさまざまなリースをしていたのだけれども、途中からそれがNPO法人に変わったと、800万円未払いだと。盛岡の業者ですよ。山田町内の商工業者は10件、1,000万円未払いだと、これも言われています。いわば使い切っただけではない、未払いがどのくらいあるのか。そして、従業員に対する賃金はどこまで払われたのか、未払いは幾らなのか、これを示していただきたい。

そして、新聞報道では、これは資料を調べれば整理できるのだけれども、7億9,000万円の実績のうち、人件費は2億5,400万円支払われて、使い切った段階で人件費以外の経費は5億3,600万円。しかし、この事業は人件費は5割を超えなければだめなのです。そうすると、今の段階で2億5,400万円ということになると、まず5億円ぐらいですよ。あとの分は、約3億円ぐらいは返還されるのだろうときのうも指摘をされていますが、事業によってはそれどころではないと。そういう被害の状況はどういうふうに把握されているか。

それと、福井委員が言いましたけれども、全額返還ということだってあるのだと。例えば雇用の実績だけはあるわけですから、事業にいろんな問題あったとしても140人ぐらいが仕事をしたのは事実なので、一部それは認められるという可能性もあると思いますが、今の時点でどういう場合は全額返還ということになるのか。また、今の時点で認められる事業、県としてはこういうふうに把握しているとか、認められない事業は今の段階ではこうあるとか、被害の状況、今後の見通しについて示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、被害の状況でございますけれども、部分的に確定しているものはございますけれども、正確な未払いの状況というものは把握しておりません。直接的には、事業の発注者である山田町において調査されることが望ましいのですが、先日新聞報道にもありましたが、山田町の弁護士との相談の中で、山田町が積極的に動くことは債権者に対し山田町が肩がわりするかのような誤解を与えかねないということもありまして、正確な全体像を積極的に把握するという状況にはなっておりません。したがって、山田町から情報提供を受けている県におきましても、全体像の正確なところは把握しておりません。

賃金の未払いにつきましては、12月分の支払いから支払い不能となったわけですが、この内容は11月実績の翌月15日払い、日曜日でしたので17日払いでしたけれども、ですので11月実績分につきましては支払われた額は1人5万円。ただし、それを受け取らなかった従業員もいたと聞いておりますので、正確な支払い額はわかりません。また、本来11月実績として支払うべき額も、これは法人が勤務実績に基づき把握していればわかるのですけれども、そこについての情報提供はまだ受けておりませんので、結局一部ですが、1人頭5万円ずつ払ったということではありますけれども、結果あと幾ら残っているのか、あるいは12月10日までの勤務及び12月11日以降の自宅待機に対する休業補償、これらの額が総額幾らになるかということについても不明でございます。

補助金の返還についてでございますけれども、最悪全額返還を求めるケースとして考えられるのは、県の契約相手であります山田町に明らかな不正行為があった場合は、その事業そのものを補助事業から除外するという事はあり得るかと思えます。

○**斉藤信委員** 最後です。これで終わりますが、私は、これは最終的には告訴、告発で、犯罪になると思うのです。だから、第一義的には、それは事業主体であるNPO法人が幾ら未払いなのか調べる責任はありますよ。しかし、伝票もない、出納帳もないのだから、この調査についてまともに回答する能力を持っていないと思います。だから、ある意味でいくと、この事件の全貌というのを町なり県が把握する責任があるのではないかと。それは調べたから町が払うとか、そういう問題ではないと思うのです。そんなの期待していませんよ、地元の業者はそんなの期待していません。徹底してこの問題を解決してやっていただきたいと。

この東日本大震災津波で山田町はかなり甚大な被害を受けました。復興に全力を挙げなくてはならないときに、こういう負の遺産を背負ってしまった。これは町にも責任あるけれども、しかしそれによって復興がおくれたり、絶対町民が犠牲になってはならないと思うのです。だから、徹底した真相究明とあわせて復興の取り組み、これはほかのところ以上に進めるぐらいのことをやらないと、町民が二重の犠牲になってしまいかねない。来年の雇用創出事業を宮古地域復興センターで聞いたら、ことしは12億円だけでも、来年は2億円だと。いわばNPO法人の分は来年はそっくりできないわけです。雇用創出事業だってこうなりかねないというわけだから、そういう意味でいくと、この問題は徹底して解明して早く解決するというのと、しかし町民を犠牲にするような、復興の障害にならないような手だてをしっかりとやっていただきたい。部長、最後聞いて終わります。

○**橋本商工労働観光部長** 今回の山田町の緊急雇用創出事業にかかわる事案については、大変遺憾なことと思っております。この問題で震災復興がおくれるということがあってはならないと考えております。そのため県庁内におきましても、関係課による連絡会議を開きながら情報を共有し、それぞれの部局とも連携を図りながら、今後かかる事案が発生することがないように、適切に対処してまいりたいと考えております。

○**小泉光男委員** 今までの委員の方の質問で私も確認したいことがほぼ出尽くした感が

あるのですけれども、まず岩手県はNPO関係では2008年のいわてNPOセンターの詐欺事件で懲りているのです。今も理事長が公判中なわけですよ。NPO法人についてはもちろん全てが悪いとは言いません。ほとんどがそういう目的に沿って、いい事業、社会活動しているのでしょうけれども、皆さん言ったように億を超えるような活動を認めて、県も助成して、ついこの間の12月まで知らなかったというようなところが私としてはどうしても解せないであります。

斉藤委員も取り上げたのですけれども、私が特に不思議に思っているのは、無料の入浴施設をこのNPO法人がやったということですから、これはちなみに定款の、この資料でいくと1ページの事業内容のどこからそういう風呂ができるのか教えていただけないでしょうか。1ページの平成23年度、24年度の①から⑦の中で、どの項目からそういうのができるのか、どういう解釈なのか教えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 御蔵の湯の運営についてでございますけれども、事業内容の被災者生活支援事業に関することで含んでいるものと認識しております。

○小泉光男委員 例えばこれを開設するときに請負額が幾らであるとか、そのほかの附帯設備がどのくらいだとかというような、事業の構想みたいなのは商工労働観光部でも聞いていたのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 本日の資料の最終ページにこの事業の事務的なフローを掲載しております。緊急雇用創出事業については、事業数が非常に多岐にわたり、県内全域で実施するというので、基本的に全面的に広域振興局のほうに権限を移譲しております。広域振興局では、事業についていろいろ審査等をしておりますけれども、商工労働観光部、雇用対策・労働室で個々の事業の詳細については把握しておりません。

なお、宮古地域振興センターにおきましても、事業の内容について求める資料の程度がどの程度とか、そこの一つの事業を構成する個々の例がお話でありましたが、御蔵の湯に関する構想とか、そういった個別メニューの詳細なところをどの程度求めるかというのはケース・バイ・ケースであると思います。

○小泉光男委員 次の質問に行きます。

岩手県は、平成24年度に山田町に緊急雇用創出事業の補助ということで4億6,000万円を払ったということになっておりますけれども、これはいつの時期に払ったのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この事業に4億6,000万円の前金払いをしたという報道が新聞であったと記憶しておりますけれども、若干その報道内容について修正説明をさせていただきます。

県と市町村は、各市町村が行う複数の事業、例えば、山田町は平成24年度に35の緊急雇用創出事業を総額12億円余で行っておりますが、県と市町村の契約は12億円余の契約一本で契約書を取り交わします。したがって、今年度既に7億円ほど前金払いで払っておりますが、あくまでも12億円に対する7億円の前金払いということで、どの事業に

対する前払い金かということは県では特定しておりません。あくまでも市町村の資金需要の中で請求があって、それが事業進捗、タイムスケジュール的に過度の請求でないと思えば、県はその分を9割を上限として前金で払います。

想像で恐縮ですが、4億円というのは多分12億円の中の7億9,000万円という比率で、前金払いの総額を案分したのではないかと思います。

○**小泉光男委員** わかりましたが、結局山田町はグロスでお金が入ってきたから気前よく7億円何がしを岡田何とかに10月に払ってしまったのではないのでしょうか。私はそういう認識をしていますけれども、そこについて所見をお願いします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 山田町が、平成24年度の7億9,000万円の事業費に対して前金払いをした初回は4月13日3億9,000万円、2回目が7月13日、2億円、9月4日に3,000万円、そして10月9日、1億7,000万円という形で、10月9日で100%の支払いをしたものでございます。

県が山田町に対して前金払いをした時期でございますけれども、第1回目が9月28日、1億215万2,000円、第2回目が10月30日、6億1,292万4,000円でございます。トータル7億円で、県の前金払いと近い数字ではありますが、先ほど申し上げましたとおり山田町はことし全体で12億2,000万円余の事業をやっている、その中の一部の経費として県は支払いをしております。この大雪りばあねつに対する支払いのみならず、山田町ではさまざま事業に既に持ち出し、自らのキャッシュフローの中で支払いをしていたことから、そういった請求もあったものと考えております。

○**小泉光男委員** 福井委員の質問の中に、これから金額が大ききものは適正にやっているか途中確認してまいりたいというような答弁あったかと思っておりますけれども、ちなみにこういったようなNPO法人に委託する上において金額が大ききものというのはどれくらいの額と認識しているのでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 今回NPO法人においてこういった事案が発生しましたけれども、今後考えられる可能性としては、それは株式会社であれ、公益法人であれ、任意団体であれ、さまざまなケースが想定されると思います。そういう意味では、先ほど斉藤委員から平成22年度600万円余の事業規模であったというお話ありましたけれども、その受託団体の例えば直近3カ年等の事業規模に見合った、そこは何倍にするかはいろいろ考え方があろうかと思っておりますけれども、一つの例として過去3カ年の事業規模で最大のものの3倍を超えるようであれば毎月チェックをすとか、そういったような受託団体の事業執行実績に見合ったチェック方法というものを考えたほうがいだろうと担当としては考えてございます。

○**小泉光男委員** 最後になります。部長にお尋ねしたいと思います。

これは要するにNPO法人を所管する担当部署もいかげんだったと思っておりますし、広域振興局のほうも全部預けられて、今皆さんお聞きのようにほとんどノーチェックで出し放題だったと思っておりますけれども、これから商工労働観光部としてはこの問題は何が大事かと

いいますと、二つあると思います。一つはもちろん 137 名ですか、ここから首を切られて、この間一律に 5 万円しかもらえなくて、未払いもあるだろうという部分では雇用面でどうするかということ。それから、二つ目は斉藤委員も話されましたけれども、この大雪りばぁねつとに、つい先日まで仕事を頼まれて工事とか発注したけれども、まだもらっていないところが山田町でも 10 社、岩手県内では 80 社とも 90 社とも言われています。先ほど援助というか救済策については県は関知しないというように私には聞こえたのですが、そういった意味では、一旦津波でなけなしの状態になって、さらに追い打ちをかけて大雪りばぁねつとにつき合ったところに二重のやけどを負わせてしまった責任みたいなのがあるかと思えますけれども、そういう部分では金額もまだ把握していない、件数も詳細にわからないというようなことであったと思いますので、商工労働観光部としての今後の二つに対する取り組み、決意みたいなものを確認して私は終わりたいと思います。

○**橋本商工労働観光部長** 本事案につきましては、山田町の第三者委員会による検証調査、この結果の状況をしっかりと見きわめたいと思っておりますし、県といたしましても緊急雇用創出事業を執行していくという立場でございますものですから、非常に関係があります。今後、緊急雇用創出事業を適正に執行していくために、どういったことが必要になるのか、そのためにはまず全容解明といった部分が必要になってまいりますので、そういった部分では町とも十分連携をとりながら、まずはしっかりと事実関係を明らかにした上で適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって商工労働観光部からの報告を終了いたします。

○**斉藤信委員** ちょっとこの際、緊急課題だけお聞きをします。一つはグループ補助の

○**熊谷泉委員長** 斉藤委員に申し上げます。発言の途中であります。先ほども御説明したとおり、本日は執行部職員の出席を要求しておりませんので、ただいまの報告に限って発言を許します。

○**斉藤信委員** 部長が出ているのですよ、部長が。私は事前に部長にこれ聞くぞと言っていますから、大丈夫です。もう少し必要なことを聞けるようにやってください。やらないやらないではなく、最小限必要なことはここでやると。せっかく議会が開かれているのだから、よろしいでしょうか。

○**熊谷泉委員長** 暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**熊谷泉委員長** 再開をいたします。

○**斉藤信委員** では、簡潔に。グループ補助、11 月の前半の申請について発表されましたが、12 グループ、全グループが決定をされて、69 億円の事業費補助が決まったと。これは

画期的なことだと思います。同時に、後半の申請は 33 グループ 423 社、114 億円の事業費の申請と。そうすると、97 億円の予算を大幅に超えてしまうのですね。せっかく前半は全てのグループがこれで決まったけれども、後半は予算の範囲ということになると、ほとんどこれは決まらない。だから、その点で国の 801 億円の配分という問題もありますが、必要なら県が緊急の補正予算を組んででも、前半 12 グループは全部決めて、後半は決められませんでした、予算がありませんでしたというふうにはできないのではないかと、ここまで、2 年近くまで経過して。そういう状況について県の対応、国の動向を示していただきたい。

あわせて国の緊急経済対策 10 兆 3,000 億円、そのうち復興関係の予算も 3,177 億円というふうには示されていますが、商工労働観光部にかかわってどういう事業が盛り込まれたのかを示していただきたい。

○橋本商工労働観光部長 グループ補助金につきましては、第 5 次の公募状況、前半の分については委員から御指摘あったとおりの状況です。また、1 月 11 日に後半部分を締め切ったわけでございます。これにつきましても、33 グループから 114 億円ということで、現時点におきましては予算が不足する額が 87 億円と見込んでおります。したがって、これにつきましては早急に補正の措置を講じる中で、意欲を持って事業再開に向けた取り組みをする事業所を支援する方向で適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

なお、国との協議におきましては、できるだけ内容をしっかりと精査をしていただきたいと、そういう中で、できる限り国としても支援をしていく方針と伺っているところでございますので、採択できるように県としても全力を挙げて取り組んでまいります。

それから、国の緊急経済対策でございます。委員からお話がありましたとおり、日本経済再生に向けた緊急経済対策、閣議決定が 1 月 11 日になされました。また、1 月 15 日には補正予算案の概算の閣議決定もなされたところでございます。

当部関係といたしましては、厚生労働省関係と経済産業省関係ということになるわけですが、厚生労働省関係につきましては緊急雇用創出事業基金と起業支援型雇用創造事業を追加ということで全国枠で 1,000 億円。これは、地域の雇用の受け皿を確保するというところで、安定的な雇用創出のための事業を民間企業等に委託をし、失業者を雇い入れる事業を創出しようとするものでございます。

また、もう一つは、緊急雇用創出事業基金の震災等雇用対応事業の積み増しと、それから延長ということで、これも全国枠で 500 億円でございますが、具体的には事業復興型雇用創出事業、これの延長ということで、制度要求という形の中で実施期限を 1 年間延長するという方向が示されているというところでございます。また、経済産業省関係におきましては、円高、エネルギー対策のための先端設備等投資促進事業ということで、これも全国枠で 3,135 億円。それから、新たなビジネスチャレンジ支援、ものづくり支援、商店街の活性化等につきまして、中小企業、小規模事業者への試作開発支援補助金、全国枠で 1,007 億円。商店街まちづくり事業、ハード補助になりますけれども 200 億円。地域商店街の活

性化事業、ソフト事業で100億円などが盛り込まれたと承知をしております。

また、経営改善とか事業再生支援、資金繰り支援のような部分につきましてもそれぞれ補助事業等が盛り込まれたと承知をしております、しっかりと復興が加速するように、情報収集に努めながら事業導入に積極的に努めて対処してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** これで終わります。今かなり前向きな回答をいただいて、私は大変評価したいと思います。早急に補正を措置して全面的な採択を目指すと。しかし、2月上旬には後半部分を決定ということですから、そうするとこれに間に合うように補正の対策をとるということになると思うのですけれども、それだけ聞いて終わります。

○**橋本商工労働観光部長** 補正部分については金額を精査、これをしっかりと踏まえた上で、なるべく早い段階で補正予算案をまとめ、議会にお諮りをしたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって商工労働観光部からの報告を終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。